



行政書士 MAP

第 23 回：新卒でこの道を選んだ行政書士

福岡県行政書士会

広報部発行

行政書士は扱う業務が幅広い仕事。そのため一人ひとりの得意分野や仕事の流儀、人生の背景も実に多様です。「行政書士 MAP」では、福岡県行政書士会の会員の中から、話題の行政書士やさまざまな活動を行う行政書士をご紹介します。第 23 回は、新卒で行政書士になった『行政書士うめだ法務事務所 梅田 孝幸会員』にお話を伺いました。

広報部(以下「広」): 梅田会員、本日は取材に応じていただきありがとうございます。まず、梅田会員の所属支部と登録年次についてお聞かせください。

梅田会員(以下「梅」): 所属支部は朝倉小郡支部、登録は平成 25(2013)年 6 月 15 日です。

広: 登録されてもうすぐ丸 13 年ですね。法学部のご出身ということですが、大学卒業後すぐに行政書士になられたそうですね。そのきっかけについてまず教えてください。

梅: 元々は司法書士を目指していて、在学中に何度か試験を受けたのですが合格することはできませんでした。そこで予備校に通うことにしました。その予備校で、行政書士として 10~15 年ほどのキャリアを持ちながら司法書士も目指して勉強している先輩と出会いました。その方が「司法書士を目指すなら行政書士の資格も持っておいた方が業務の幅が広がっていいよ、試験科目も重なっているし」と教えてくれたんです。それがきっかけで行政書士の資格を知り、試験を受けることにしました。大学を卒業した年の 11 月に試験を受け、なんとか合格することができ、そのまま登録して開業しました。

広: 卒業していきなり個人事業主、というのはハードルが高くはなかったですか？

梅: そうですね。登録料も安くないですよ(笑)。アルバイトで貯めた資金で支払いました。

平成 2 年生まれの 23 歳で登録したので当時は福岡県行政書士会(以下、県会)で最年少だったかもしれませんね。登録時の書類の生年月日の欄に「明・大・昭」はあるけれど「平」がないので、手書きで平の文字を書き加えました。



開業当初は、先ほどお話した予備校での先輩の事務所に合同事務所として籍を置かせていただき、ありがたかったです。約1年、実務を勉強させてもらった後、実家が朝倉市に引っ越すタイミングで独立し、実家に事務所を構えることにしました。

広: 法律関連の仕事に就くことは早くから決められていたんですか？

梅: 子どもの頃は電車の運転手になりたかったんです。幼い頃からの夢で、高校生になってもそう思っていたのですが、ある時、兄から「大学を出て何をしたいんだ」と聞かれたんです。その時、改めて真剣に進路を考えてみて、電車は好きだけれど、それを仕事にするのはちょっと違うな、と思いました。それならば、法学部はどうだろうと。法律に興味もあるし、法律を知っているのと知らないのとではこの先の人生が違って来るのではないかという考えもありました。



広: 開業されてからはどのような道のりでしたか？

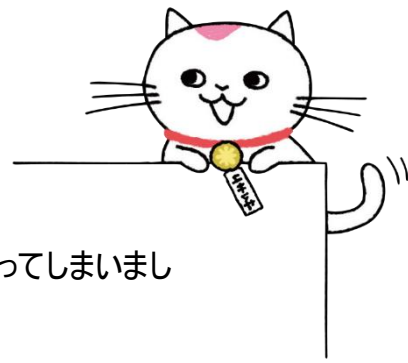
梅: 経験や人脈も何もないところからのスタートだったので、最初はお客さんもいませんし、スーパーでのアルバイトをしながら行政書士をしていました。実家住まいで、差し迫って衣食住の心配がなかったことはありがたかったです。

とりあえず、ホームページやチラシ、DMなど、宣伝になると思うことは何でもやりました。開業当初は遺言・相続業務が主な業務で、親戚や宣伝を見た方からご依頼をいただき、ポツポツと受任していました。ですが、遺言・相続業務は単発でのご依頼ということも多く、ご依頼がないと収入もぱったり止まってしまう。チラシをずっと配り続けるわけにもいかないし…とあって、考えた時にやっぱり許認可業務に挑戦しよう、と思ったんです。許認可は更新もありますし、一つのご依頼から次につながるケースも多いので。

そこから、入管業務をイチから勉強して、少しずつ企業の方からもご依頼をいただけるようになり、今では入管業務がメインだと言えるようになりました。

広: 初めて入管業務を担当された時はいかがでしたか？

梅: 入管業務をしていない行政書士から知り合いの外国人経営者の方をご紹介いただいたことが最初でした。その時は結果的に不許可だったんです。なかなか結果が出ないな…と思い福岡入管(出入国在留管理庁)に問い合わせたら、「今調べています



が、はっきり言ってちょっとあかんそうですわ」と言われて(笑)。不許可になってしまいました。

守秘義務があるので詳細はお話できませんが、今思えば、お客様からのヒアリングが不十分だったことも原因かもしれません。その案件ではお客様と、不許可になった際の報酬について取り決めもしていなかったのが、結果的に、報酬を請求することもできずじまい。

それからは、新規のお客様は着手時と申請時、許可取得時の3回に分けて報酬をいただくことなども最初にきちんとお話をするよう心がけています。

広: 苦いご経験であるとか、トライアンドエラーがあつての今、ですね。

梅: そうですね。平成31年4月に特定技能制度が始まったのですが、弊所もそれくらいから売上が大きく上がったと思います。現在は妻が補助者登録をし、事業に協力してくれています。

広: ご結婚は何年前くらいに？

梅: 平成30年12月に入籍しまして、8年になります。売上が上がって安定してきて、結婚に踏み切った部分もあったので。

広: 梅田会員は特定技能における登録支援機関もされていますね。

梅: はい。行政書士事務所に加え、関係法人において登録支援機関も運営しています。インドネシア人を中心に受入企業から委託を受けて、日常生活・社会生活上の支援をしています。



少し、自分の考える行政書士像をお話してもいいですか？

官公署に提出する書類の作成がそもそもの行政書士の業務ではありますが、「書類作成や手続きを代行します」だけでは足りないと考えようになりました。

例えば、行政書士が「書類作成をやります」「仕事はありませんか」とあちこちに売り込んで受任するというのもビジネスの在り方ですが、これだけAIが発達してくると行政書士自体の必要性が低くなる可能性があります。でも、これから求められるのは、正確な手続きを行うのは当然で、適法性を担保し、企業のメンターとして活躍する専



専門家ではないでしょうか。まずは、企業が安心して外国人を雇用できる環境づくりを行政書士が支援する。そして、そこで働く外国人も日本で安心して働き、生活できるようにする。さらに、できる限り転職せず、その地域に定着できるよう支える。そうした部分に関われる行政書士を目指すべきだと思っています。

広: 知識を持つ行政書士だからこそ、できる支援ということですね。

梅: そうですね。今、外国人雇用の現場では、悪質なブローカーや職業紹介会社も正直あります。外国人や企業が被害を受けているケースも少なくありません。その結果として不許可になって、私のところへ相談に来られるケースもあります。違法でなくても、企業や外国人ご本人の希望に沿わない形で在留資格を申請していることもあります。そういったミスマッチがあると、外国人は長く安心して働くことはできません。

外国人の受入段階から行政書士がサポートをすることが大切だと思います。企業が外国人を雇用したいと思ったら、職業紹介会社や登録支援機関の前に、行政書士に最初に相談してもらいたいですね。

広: 行政書士事務所と登録支援機関とを両方運営するのは、大変なイメージもありますが、やりがいも大きいと思います。

最後に、梅田会員の今後の抱負についてもお聞かせください。

梅: 私自身は、外国人材の受入れについて、これからは「適正な手続」と「適正な受入れ」を、より地域に根付いた形で支えていくことが大切だと考えています。

日本では、今後ますます外国人労働者の受入れが進んでいくと思います。ただ、人手不足だからといって、無理に在留資格を取らせたり、十分な準備がないまま受け入れたりすると、企業にとっても外国人本人にとっても「こんなはずではなかった」という結果になってしまいます。そうなれば、早期離職やトラブルにつながり、誰にとっても良い結果にはなりません。



だからこそ、外国人材の受入れには、制度を正しく理解し、在留資格や手続だけでなく、受入れ後の定着まで見据えて支援できる専門家の関与が必要だと思っています。

特に私が現在力を入れているのは、インドネシア人材に関する取組みです。日本が「外国人に選ばれる国」であり続けるためには、現地での悪質ブローカーを排除した適正なルートづくりや、来日前からの教育や情報提供が重要になります。



そのために、私は一般社団法人を設立しました。インドネシア現地での適正なルート構築や現地手続の支援を通じて、行政書士が企業に対して、より安心してインドネシア人材受入れの提案ができるようにするための団体です。

私は、外国人雇用を全国一律の仕組みだけで支えるのではなく、その地域の事情をよく知る行政書士が、その地域の企業を支えていく形が大切だと考えています。都市部と地方では、人材確保の状況も、生活環境も、定着の課題も違います。地方で活動しているからこそ、地方の企業でも外国人材が安心して働き、地域に定着できる仕組みをつくっていきたいと思っています。

そのためにも、北海道から沖縄まで、地域ごとに頼れる行政書士と連携し、外国人雇用を適正に支えるネットワークを広げていきたいです。登録支援機関を持つ行政書士や、外国人雇用に関心のある行政書士が、企業の下請けのような立場ではなく、経営者と同じ目線で正確な情報を伝え、受入れ体制づくりに関わっていく。そういう立ち位置を、行政書士がもっと確立していけると考えています。

外国人関連の分野は、法改正や運用変更も多く、常に学び続ける必要があります。だからこそ、正しい情報を持ち、企業に寄り添える行政書士には、必ず役割があると思います。

地域の企業の方から、「梅田さん、ちょっと相談があるっちゃけど」と気軽に声をかけていただき、話を聞か中で、「そういえば梅田さん、行政書士やったね。そしたらこの手続きお願いできんね」と自然に頼っていただけるような存在でありたいです。

価格で選ばれるのではなく、「この人に相談したい」「この人がいるなら安心できる」と思っていただけ行政書士でありたいです。そして、外国人材、企業、地域社会の三者にとって良い受入れを実現し、日本が本当の意味で共生社会に近づいていけるよう、これからも取り組んでいきたいと思っています。

広: 本日は、ありがとうございました。





行政書士プロフィール～

梅田 孝幸(うめだ たかゆき)

登録年月日:平成 25 年 6 月 15 日

事務所所在地:福岡県朝倉市甘木 2020 番地 5

この記事は令和 8 年 6 月 1 日の情報です